

滋賀県景観計画

平成 20 年 5 月 策定告示
令和 4 年 3 月 改定告示

滋賀県

目次

第1章 目的	1
第2章 湖国風景づくりの理念と基本目標	3
1. 湖国の風景特徴	3
2. 風景づくりの理念と基本目標	19
第3章 景観計画区域	22
1. 景観計画区域	22
2. 景観重要区域	22
第4章 景観重要区域の方針等	24
第1. 沿道景観形成地区	24
1. 良好な景観形成に関する考え方	24
(1) 沿道景観の種類	24
(2) 基本方針	25
(3) 類型別景観形成の方向	26
2. 行為の制限に関する考え方（景観形成基準）	27
(1) 届出の必要な行為と基準項目	27
(2) 沿道景観形成地区の景観形成基準	27
第2. 河川景観形成地区	42
1. 良好な景観形成に関する考え方	42
(1) 河川景観の種類	42
(2) 基本方針	43
(3) 類型別景観形成の方向	44
2. 行為の制限に関する考え方（景観形成基準）	45
(1) 届出の必要な行為と基準項目	45
(2) 河川景観形成地区の景観形成基準	46

第5章 景観重要区域以外の区域の方針等	61
1. 良好な景観形成に関する考え方	61
2. 行為の制限に関する考え方	61
(1) 届出の必要な行為と基準項目	61
(2) 勧告等の考え方	62
(3) 指導基準	62
3. 地域らしさの風景づくりの方向性	69
(1) 景観類型とその方向性	69
(2) ゾーニングによる景観誘導	72
第6章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	73
1. 景観重要建造物の指定の考え方	73
2. 景観重要樹木の指定の考え方	73
第7章 景観重要公共施設	74
第8章 屋外広告物に関する方針	75
1. 屋外広告物行政に関する基本方針	75
2. 地域類型別の広告景観形成方針	75
3. 風景を守り育てる人づくりに係る取組方針	79
4. 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	79
第9章 県土の一体的な景観形成に向けて	80
第10章 関連施策との連携等による景観形成の推進について	82
1. 近江の道づくりマニュアルとの連携	82
2. 無電柱化推進計画との連携	82
3. 県の公共事業における良好な景観形成の推進	83
4. 夜間景観に配慮した基準等の検討	83

5. 景観農業振興地域整備計画との連携	83
6. 重要文化的景観との連携	83
7. 景観を活かした地域振興、観光施策、まち・人づくりの推進	84
用語解説 ※印の付いた語句	85

第1章 目的

わたしたちの母なる琵琶湖は、約400万年の歴史を有する世界でも数少ない古代湖の一つであり、琵琶湖にしかない固有種をはじめ、数多くの生物が生息する生態系の宝庫でもあります。この琵琶湖の畔では、古くから人々が生活をいとなみ、琵琶湖の豊かな恵みを享受してきました。また、湖国は多くの歴史街道を有し、人と物質、情報の交流の要衝として栄えてきました。このため旧街道に連なる家並み、近江商人の屋敷群、社寺や庭園の歴史風景などのほか、実り豊かな田園と落ち着いたたたずまいが一体となった集落の風景などが見られるように、人々は豊かな自然と向き合い、緑なす山々に抱かれた雄大な琵琶湖と肥沃な大地を舞台に、水と緑が織りなす悠久の自然と人々の生活が溶け込んだ湖国ならではの風景を築き上げてきました。

これらの風景は、われわれにころのよりどころと安らぎを与え、ふるさととしての愛着を育んでくれたものであり、先人が守り育て私たちに伝えてきてくれた滋賀の貴重な資産であるとともに、未来からのあずかりものです。

しかしながら、都市化と近代化の中で、ともすれば経済性や機能性を追い求めるあまり、湖国の風景は変貌し、ふるさとの良さが失われつつあります。

このため、本県では、昭和59年7月に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」を制定し、全国に先駆けて、水と緑と人々の生活によって培われた湖国の風景を保全、修復し、創造する取り組みを進めてきました。

また、全国的にも風景づくりへの取り組みが進む中、平成16年（2004年）には景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、風景づくりへの新たな枠組みが示されました。

こうしたことから、これまで風景条例で培った風景づくりへの取り組みをさらに一層充実させ、県民、市町、県が協働して、自然と人間がともに輝く湖国の風景を守り育て、次世代へ引き継ぐため、平成18年10月に風景条例第6条の景観指針として「湖国風景づくり宣言－ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン－」（以下「湖国風景づくり宣言」と示す。）を策定しました。

今後は湖国風景づくり宣言を湖国の風景づくりの施策を進める上でのガイドラインとして活用するとともに、県民をはじめ県や各機関等が協働して、琵琶湖を中心とした豊かな風景づくりに向けた取り組みを進める必要があります。



また湖国風景づくり宣言では県の役割の一つとして、「風景条例での取り組みを継続するとともに、景観行政団体となった市町以外の区域において景観法に基づく景観計画を策定し、市町と連携して風景づくりを推進する」こととしています。

本計画は、景観法第8条に基づき策定する法定計画であり、また、風景条例に基づく広域的な観点からの景観形成に関する取組についても定め、景観行政団体である市町と連携を図りながら、“ひろがりをつながりの湖国の風景”を守り育て、次代に引き継いでいくことを目的としています。

なお、本計画はおおむね10年を目安に社会情勢の変化等に合わせて見直しの検討をします。